

社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役¹又は社外監査役²（以下、併せて「社外役員」という。）が独立性を有するとは、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であることを言う（以下、独立性を有すると認定する社外役員を「独立役員」という。）。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者等³並びにその近親者等⁴
- ②当社グループを主要な取引先とする者⁵又はその業務執行者等
- ③当社グループの主要な取引先⁶又はその業務執行者等
- ④当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者等
- ⑤当社グループから一定額以上の寄付又は助成を受けている組織⁷の理事その他の業務執行者等
- ⑥当社グループとの間で、取締役及び監査役を相互に派遣している会社の業務執行者等
- ⑦当社の法定監査を行う監査法人に所属する者及び過去において所属していた者
- ⑧当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家⁸（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者及び過去において当該団体に所属していた者をいう。）

1 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

2 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

3 業務執行者等とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び使用人等の業務を執行する者並びに過去において業務を執行していた者をいう。

4 近親者等とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員、部門長等の重要な業務を執行する者の2親等内の親族又は同居の親族をいう。

5 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ。）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

6 当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

①当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者

②当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう。）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者

- 7 当社グループから一定額以上の寄付又は助成を受けている組織とは、年間 1,000 万円を超える寄付又は助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。
- 8 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において 1,000 万円を超える財産を得ている者又は、当社グループからその団体の連結売上高又は総収入金額の 2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。